令和５年度　政策（政策の柱）評価調書

分野（大項目）	生活・安心	政策の柱（中項目）	安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	政策コード	1(6)
関係部局	総務部　保健福祉部　教育委員会　警察本部				

【政策の概要】

■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上　【1(6)A】
○ 道内でも様々な大規模自然災害の発生が危惧される中、道民及び事業者が自らの安全を自らで守る「自助」、道民等が互いに助け合う「共助」、道、市町村及び防災関係機関が実施する対策である「公助」の適切な役割分担による防災体制の構築や、防災教育の推進などによる災害に対する意識向上を図り、地域防災体制の強化や住民の防災意識の向上を図ります。
○ 要介護高齢者や障がいのある方々など災害時避難に支援が必要な方々の避難誘導の体制づくりを促進します。
また、地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化します。

■災害に強い地域づくりの推進　【1(6)B】
○　大規模自然災害の発生時に、住民などの避難対応を迅速に行うため、火山噴火、土砂災害、大規模津波など、災害の態様に応じた警戒避難体制、外国人等の要配慮者を含め、住民や観光客それぞれの状況に応じた災害情報の伝達及び避難誘導体制の整備・強化を進めるとともに、感染症への対策等を踏まえた避難生活環境の整備を進めます。
○ 関係機関との連携による防災訓練の実施や資機材、避難路の整備、緊急時モニタリング体制の強化など、原子力防災対策の充実、強化を図ります。

【社会経済情勢（現状・課題）】

（防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上）
・道の自主防災組織活動カバー率は全国平均を下回っており、体制強化を図る必要がある。
・災害発生時に関係機関と連携した応急対策が円滑に実施できるよう、備える必要がある。

（防災教育の充実）
・本道においても大規模な地震・津波の発生、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害の発生が予想されることから、関係機関や地域と連携した防災教育を推進する必要がある。

（防災危機管理対策の推進）
・大規模自然災害に備え、施設・装備資機材等の整備や各種訓練等を推進しているところ、今後も災害等への対処能力の向上を図るとともに、あらゆる自然災害に対応するため、情勢に応じた計画等の見直しを進めていく必要がある。

（災害時の支援体制の構築）
・災害時の要配慮者に対する支援体制については、道や市町村により体制が構築されつつあるものの、市町村において避難行動要支援者の避難計画が作成されていないなど、体制が不十分な点もあることから、市町村等に対する支援の継続が必要。

（施設の耐震化等）
・平成3年から概ね3年間の整備方針を策定し、計10期30年にわたる整備事業の計画的な推進により、道立施設のバリアフリー化が一定程度進んだものの、改善が必要な施設･項目は残されており、整備の継続が必要。

（災害に強い地域づくりの推進）
・大規模な地震・津波の発生、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害の発生が想定されることから、「減災」の考え方を基本理念とした様々な対策を組み合わせ、災害に備える必要がある。

・原子力災害は対処するために放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有することから、防災訓練の実施など、防災計画・避難計画の実効性を高めるための取組を不断に推進する必要がある。
・地域住民の安全安心を確保するため、安全協定や安全確認協定に基づき、泊発電所周辺の環境放射線の監視や発電所施設への立入調査、結果の公表など、不断に取り組む必要がある。

【政策を構成する施策の評価結果】

小項目名	施策コード	施策名	総合判定
A 防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上	0101	総合的な危機対策の推進	やや遅れている
	1102	防災教育の充実	やや遅れている
	2102	防災危機管理対策の推進	順調
	0411	高齢者や障がいのある人等に対する防災体制の整備	概ね順調
B 災害に強い地域づくりの推進	0101	総合的な危機対策の推進	やや遅れている
	0102	原子力安全対策の推進	順調

分野（大項目）	生活・安心	政策の柱（中項目）	安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	政策コード	1(6)
関係部局	総務部　保健福祉部　教育委員会　警察本部				

【成果指標の達成状況】

施策コード	指標名	過年度①	過年度②	評価年度	評価年度目標値	達成率
0101	自主防災組織活動カバー率	61.4%	64.0%	64.3%	84.7%	75.9%
1102	避難（防災）訓練の実施状況（小中高）	小 52.0 中 47.0 高 54.8	小 57.2 中 50.6 高 58.4	小 60.0 中 51.3 高 64.8	小 90.0 中 90.0 高 85.0	66.5%
	地域と連携した「１日防災学校」を実施している市町村の割合（札幌市を除く）	―	―	84.3%	100.0%	84.3%
2102	北海道警察災害警備訓練の実施回数（暦年）	１回	１回	１回	１回	100.0%
0411	社会福祉施設の耐震化率	85.6%	87.0%	87.0%	95.0%	91.6%
0101	道が公表した津波浸水想定に対応した津波避難計画を作成した市町村の割合	―	―	58.0%	80.0%	72.5%
	避難情報等に係る具体的な発令基準の策定状況	92.1%	92.5%	94.2%	100.0%	94.2%
	道が公表した津波浸水想定に対応した津波ハザードマップを作成した市町村の割合	―	―	76.5%	90.0%	85.0%
	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成した市町村の割合	84.9%	84.9%	86.8%	100.0%	86.8%
0102	地域住民の各種広報誌の認識率	―	―	100.0%	100.0%	100.0%

【その他統計数値】

施策コード	統計数値等	数値の推移や分析結果など			
		過年度①	過年度②	最新年度	分析等
2102	災害を想定した災害警備訓練回数(暦年)	R2年 1,816回	R3年 1,929回	R4年 1,746回	頻発・激甚化する大規模災害の発生に備え、各種災害の発生を想定した情報収集、集約等の図上訓練、風水害の発生を想定した救命ボートの操船訓練、土砂災害の発生を想定した救出救助訓練等を実施し、災害対処能力の維持・向上を図った。（平成29年～令和３年の平均値：1,756回）［ｂ］
	非常用備蓄食料・飲料水の整備・更新（消費期限切れの数量）	R2年度 0	R3年度 0	R4年度 0	非常用の食料・飲料水を計画的に整備・更新し、大規模災害発生時の警察活動に備えた。［ｂ］
0411	福祉避難所の確保状況	100% 道内全市町村において確保 (R1)			道内全市町村において確保されているが、今後も更なる確保が必要。［ｂ］
	市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の策定状況	65.4%（全部又は一部作成済） (R5.3.31時点)			令和３年５月の災害対策基本法の改正により計画作成が市町村の努力義務とされ、法改正から概ね５年程度で優先度の高い方（ハザードマップ上で危険な地域にお住まい等）の計画作成が求められている。 令和４年１月１日現在の全部又は一部作成市町村の割合は42.4%であった。 このため、道において市町村に対する計画作成に係る研修会やアドバイザー派遣等の支援を実施している。［ａ］
0102	各種広報誌の関係自治体世帯等への配付率	R2年度 100%	R3年度 100%	R4年度 100%	住民への原子力防災対策や安全対策に関する知識の普及・啓発を図るため、緊急時に住民の皆さんが取るべき行動などの情報を掲載した各種広報誌の関係自治体世帯への配付は重要であると認識しており、全戸配付を継続している。［ｂ］

【施策評価の総合判定の平均点（目安）】

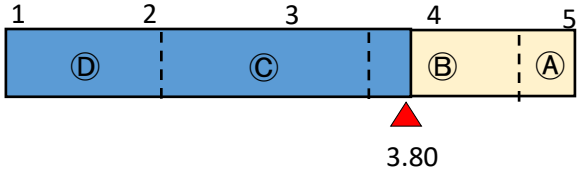

Ⓐ 順調
Ⓑ **概ね順調**
Ⓒ やや遅れている
Ⓓ 遅れている

分野（大項目）	生活・安心	政策の柱（中項目）	安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立	政策コード	1(6)
関係部局	総務部　保健福祉部　教育委員会　警察本部				

【評価に当たっての論点】

■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上
- 高齢化による地域のリーダーとなる人材の減少
  ⇒R4自主防災組織の活動カバー率：R4 64.3%＝全国平均(84.7%)を下回る
- 災害が少なく防災意識が薄れる傾向
  ⇒学校における地域の実情に応じた避難訓練の実施：R4 小学校60.1%、中学校51.3%、高校64.8%
- 住民の自助・共助の意識が根付かない
- 災害時の要配慮者に対する支援体制に不十分な点がある
  ⇒市町村における避難行動要支援者避難計画の策定支援：R4末 策定状況 65.4%

■災害に強い地域づくりの推進
- 様々な災害の態様に応じた警戒避難体制の強化
  ⇒市町村における津波ハザードマップの作成：76.5%
  ⇒市町村における津波避難計画の作成：58.0%
- 住民や観光客等それぞれの状況に応じた災害情報の伝達、避難誘導体制の整備・強化
- 原子力防災対策の充実、強化

【政策目標の達成に向けた判定】

効果的な取組を検討

・順調に展開
・概ね順調に展開
・効果的な取組を検討
・見直しや改善が必要
いずれかの評価を付ける

【政策の柱に対する意見（今後に向けた意見）】

〔取組の方向性〕

■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

〇大規模自然災害の発生が想定される中、一人一人の防災意識の向上、地域の防災力の強化が不可欠であり、道民等が自らの安全を自らで守る「自助」の意識醸成、道民等が互いに助け合う「共助」の取組の推進、防災リーダー育成及び自主防災組織の結成促進等に取り組んでいるが、高齢化が進むことで地域のリーダーとなる人材が減少傾向にあることに加え、災害が少なく、時間の経過とともに薄れる災害意識や住民の自助・共助の意識が根付かないことなどから自主防災組織の活動カバー率は全国平均を下回っており、体制強化を図る必要がある。

〇大規模自然災害の発生に備え、児童生徒が自らの命を守ることができるよう、子どもたちの発達段階に応じた防災教育の充実が必要であり、道や防災関係機関と連携し、防災に関する体験的な活動等を取り入れた「１日防災学校」の取組や地域で想定される災害を踏まえた学校における避難訓練を実施しているが、いずれも低調(1日防災学校：R4 84.3%、避難訓練：R4 66.5%)であることから、様々な働きかけなどにより実施率を増加させ、防災意識の高揚を図る必要がある。

〇災害時の要配慮者に対する支援体制については、市町村における避難行動要支援者の避難計画が策定されていないなど、体制が不十分な点もあることから市町村に対し、計画策定の継続的な支援が必要である。

■災害に強い地域づくりの推進

〇大規模な地震・津波の発生、火山噴火や豪雨・豪雪など災害の態様に応じた警戒避難体制、外国人等の要配慮者を含めた住民や観光客それぞれの状況に応じた災害情報の伝達、避難誘導体制の整備などが重要であることから、市町村における避難情報等の発令判断基準やハザードマップの作成など災害への備えを充実させる必要がある。

〔意見（政策の柱）〕

◎「安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立」は、構成する施策の成果指標による判定では「概ね順調」となるが、**大規模自然災害の発生が想定される中、全国平均を下回る自主防災組織のカバー率、学校における地域の実情に応じた避難訓練実施率が低調であることなどから、防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上、災害時における高齢者、障がいのある方、外国人等の要配慮者に対する支援体制の構築に向け、市町村と一層連携し、効果的な取組を検討する必要がある。**